

お客さま各位

西中国信用金庫

## 店舗運営体制の見直し（グループ化）に関するお知らせ

平素より西中国信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、デジタル化の進展や社会情勢の変化に対応し、より効率的で安定した店舗運営体制を構築するため、令和8年4月1日（水）より、下記の店舗におきまして、「母店・子店制度（グループ化）」を導入することといたしました。

本制度導入により、これまで以上に質の高いサービスを維持し、お客さまお一人おひとりのニーズに迅速に対応してまいります。

お客さまにはご不便とご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## 1 店舗運営の変更内容

近隣の店舗を一つのグループとし、「子店（個人リテール特化型店舗）」と「母店（基幹店舗）」に役割分担いたします。

子店（対象店舗）	母店（基幹店舗）	
新地支店	本店営業部	下関市細江町一丁目1番8号
川中支店	かじくり支店	下関市梶栗町三丁目7番5号
王司支店	小月支店	下関市小月茶屋一丁目6番13号
東新川支店	宇部支店	宇部市寿町二丁目9番6号
ひめ山支店	山口支店	山口市泉都町1番33号

## 2 子店におけるお取り扱い業務

子店（上記左欄の店舗）におきましては、個人のお客さまへの資産運用やローン相談等を中心とした運営体制となります。

## 【継続する業務】

預金のお預入れ・お引出し、お振込、税金のお支払い、個人向けの資産運用・各種ローンのご相談

## 【母店へ集約する業務】

法人・個人事業主のお客さまのご融資・事業相談

※法人・個人事業主のお客さまにおかれましては、今後、母店の担当職員が連携して対応させていただきます。

## 3 実施日

令和8年4月1日（水）

## 4 その他

今回の変更に伴う、お客さまの「店名・店番号・口座番号」に変更はございません。

現在お持ちの通帳・キャッシュカードは、引き続きご利用いただけます。

本件に関するご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。

以上

## 【本件に関するお問い合わせ先】

各お取引店舗（受付時間：平日9：00～15：00）